

令和8年度 第1回山梨県地域クラブ活動推進連絡会（概要）

1. 日 時:令和8年7月21日(火) 14 時00分から 16 時00分

2. 場 所:防災新館409会議室

3. 参加者:

令和8年度 山梨県地域クラブ活動推進連絡会				2026/7/21開催
No.	所 属	役 職	氏 名	分 野
1	山梨学院大学、大東文化大学、山梨大学	名誉教授	遠藤 俊郎	
2	山梨学院大学 スポーツ科学部	学部長	小山 勝弘	
3	山梨大学 大学院総合研究部教育学域人間科学系	教授	安藤 大輔	
4	県小中学校校長会	中学部長	梶原 将司	欠席
5	県高等学校校長協会	会長	萱沼 恵光	
6	県小中学校体育連盟	会長	鶴田 誠司	欠席
7	県PTA協議会	会長	依田 貴司	
8	県特別支援学校校長会	代表	向山 広一	
9	県スポーツ推進委員協議会	会長	飯田 忠子	
10	県スポーツ協会 スポーツ振興課長	課長	小笠原 真	
11	県スポーツ指導者協議会	会長	渡邊 悟	
12	総合型地域スポーツクラブ協議会（SC山梨）	理事長	村松 久義	
13	地域スポーツクラブ代表者（VF甲府）	総合型担当	長田 圭介	
14	県吹奏楽連盟	理事長	秋山 岳巨	
15	甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 スポーツ課	係長	廣瀬 尚武	
16	県スポーツ振興課	課長	長坂 嘉久	岡 昌宏（代理）
17	県教育庁総務課 教育企画室	室長	石原 武人	
18	県教育庁義務教育課	課長	望月 俊孝	
19	県教育庁高校教育課	課長	數野 浩司	
20	県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課	課長	田中 一弘	欠席
21	県教育庁社会教育課	課長	高山 尚己	
22	県教育庁保健体育課	課長	山本 晃司	
23	県教育庁保健体育課	総括コーディネーター	荻野 昭彦	
24	県教育庁社会教育課	総括コーディネーター	廣瀬 正昭	
【オブザーバー】				
25	甲府市教育委員会	部活動地域展開担当	川口 博司	
26	南アルプス市教育委員会	総括コーディネーター	中込 和彦	
27	中央市教育委員会	総括コーディネーター	田中 伴泰	
28	韮崎市教育委員会	総括コーディネーター	藤巻 昭彦	
29	富士川町教育委員会	教育総務課副主査	遠藤 直哉	
30	身延町教育委員会	総括コーディネーター	石川 君男	
31	南部町教育委員会	生涯学習課主幹	瀧井 貴史	
32	北杜市教育委員会	総括コーディネーター	中山 聡子	
33	鳴沢村教育委員会	学校教育課主任	小林 郁也	
34	富士河口湖町教育委員会	総括コーディネーター	梶原 正彦	
35	河口湖南中学校組合教育委員会	教育委員会事務局主査	後藤 竣亮	
36	大月市教育委員会	総括コーディネーター	花田 丈士	
37	小菅村教育委員会	教育委員会主事	吉岡 亨	
38	中北教育事務所	地域教育担当	花形 健一	
39	峡南教育事務所	地域教育担当	河野 直人	
40	峡東教育事務所	地域教育担当	風間 謙	
41	富士・東部教育事務所	地域教育担当	石原 孝子	
【事務局】				
42	県スポーツ振興課 主幹	事務局	岡 昌宏	
43	県スポーツ振興課・生涯スポーツ担当 主幹	事務局	秋山 知洋	
44	文化振興・文化財課・文化芸術振興担当 主査	事務局	小林 弘子	
45	文化振興・文化財課・文化芸術振興担当 主任	事務局	外川 智司	
46	県教育庁義務教育課・教育指導担当 指導主事	事務局	雨宮 光平	
47	県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課・特別支援教育担当 指導主事	事務局	青木 英明	
48	県教育庁社会教育課・青少年教育担当 課長補佐	事務局	中澤 康夫	
49	県教育庁社会教育課・社会教育担当 主任	事務局	古屋 亮太	
50	県教育庁保健体育課・課長補佐	事務局	山本 佳里	
51	県教育庁保健体育課・学校体育担当 課長補佐	事務局	古田 厚司	
52	県教育庁保健体育課・学校体育担当 指導主事	事務局	上野 裕城	
53	県教育庁保健体育課・学校体育担当 指導主事	事務局	武藤 拓馬	

4. 内 容

(1) 報告

①「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革」について

②「市町村の現状」について

・国や県における部活動改革についての説明

※改革の理念及び基本的な考え方

※人口減少における学校部活動の現状

※部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインについて

※市町村の現状について

・これまでの市町村の現状

・県のガイドラインとロードマップについて

・市町村の取組状況

・市町村ヒアリングを受けて

※「スポカルやまなし」について

(2) 議事

①「部活動改革（地域クラブ活動への展開）の更なる改革実行へ向けて」について

国において、R8より改革実行期間となり、休日の学校部活動は R13までに地域展開完了のスケジュールが示された。各市町村の実情に応じた体制整備を進めているなか中、本県の地域クラブ活動への展開をさらに改革・実行するためには、何をどのようにすればよいのか？

5. 主な発言

○認定地域クラブに係る、「認定制度に係る要綱」について各市町村で統一した要綱があるのか、また、どのようなクラブが認定地域クラブとなるのか示してほしい。

○認定制度の中で、指導者に求められる資質や組織運営上のルールを記載することで、市町村としても地域クラブを運営管理できると思う。

○もっと、それぞれの立場の会において地域展開についての説明会を実施してほしい。保護者としてあまり意見を言える機会が少ないと感じる。

○地域展開においては、地域の格差が強く感じる。中山間地域においては、移動距離等も大変になるため県としても伴走支援をお願いしたい。

○地域展開における家庭の経済的負担への配慮が必要になると思う。誰一人取り残さない環境づくりが必要になる。

○地域展開における課題については1つ1つクリアしていくしかない。

- 地域展開における先生方に向けて丁寧な説明が必要では。
- 今回の地域展開は大きな改革になる。子供だけでなく、実際に関わる大人、地域の方々、そして、その地域がさらに活性化するよう活動を見据えてやっていくことが必要では。
- 保護者や学校関係者も含めた地域全体が自分のこととしてこの活動を考える必要があるのでは。
- 地域展開については、企業との連携も必要だと感じている。企業とのコラボレーションをして、企業支援による企業の幸せとともに、中学生の幸せも考えられる議論が必要では。
- スポーツ少年団は 19 歳まで団員になれる。種目によっては課題もあるが、財産として持っているスポーツ現場を活用するのも検討していただきたい。また、大会への参加について、どのようなチームなら大会に参加できるかなど示してもらいたい。
- 市町村において温度差はあるが、大人の責任として地域展開をもっと考えていく必要があるのでは。
- 文化・芸術活動における吹奏楽は課題が多くある。活動をしていくための費用についても多額の費用がかかる。楽器の輸送にもトラックが必要になる。